

令和6年度 さくら市ごみ収集日程表(喜連川地区)

さくら市ホームページにも掲載しています。

◎ごみは収集当日の「午前8時」までに届けてください。

可燃ごみ	収集日
収集地区	毎週
A地区	葛城(上坪のみ) 喜連川南・早乙女(桜木町のみ)・梨木
B地区	喜連川中央 喜連川南(馬場町・西町のみ)
C地区	喜連川北・桜ヶ丘・フィオーレ
D地区	松田・鷲宿(東) 上河戸・下河戸北・下河戸南・南和田
E地区	金枝・鹿子畑・穂積
F地区	葛城・西河原 鷲宿(西)・小入・早乙女

不燃ごみ	収集日											
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A地区	10(水)	15(水)	12(水)	10(水)	14(水)	11(水)	9(水)	13(水)	11(水)	15(水)	12(水)	12(水)
B地区	11(木)	16(木)	13(木)	11(木)	8(木)	12(木)	10(木)	14(木)	12(木)	16(木)	13(木)	13(木)
C地区	12(金)	17(金)	14(金)	12(金)	9(金)	13(金)	11(金)	15(金)	13(金)	17(金)	14(金)	14(金)
D地区	24(水)	29(水)	26(水)	24(水)	28(水)	25(水)	23(水)	27(水)	25(水)	29(水)	26(水)	26(水)
E地区	25(木)	30(木)	27(木)	25(木)	29(木)	26(木)	24(木)	28(木)	26(木)	30(木)	27(木)	31(月)
F地区	26(金)	31(金)	28(金)	26(金)	30(金)	27(金)	25(金)	29(金)	27(金)	31(金)	28(金)	28(金)

◎分ければ資源、混ぜれば「ごみ」。きちんと分別して、みなさんの手でごみを減らしましょう！

※収集日が祝日の場合でも収集します。(ただし、年始1/1~1/3は休みとなります)

資源物	収集日											
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A地区	2(火) 16(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)	3(火) 17(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	4(火) 18(火)
B地区	3(水) 17(水)	8(水) 22(水)	5(水) 19(水)	3(水) 17(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	2(水) 16(水)	6(水) 20(水)	4(水) 18(水)	8(水) 22(水)	5(水) 19(水)	5(水) 19(水)
C地区	4(木) 18(木)	9(木) 23(木)	6(木) 20(木)	4(木) 18(木)	1(木) 22(木)	5(木) 19(木)	3(木) 17(木)	7(木) 21(木)	5(木) 19(木)	9(木) 23(木)	6(木) 20(木)	6(木) 27(木)
D地区	5(金) 19(金)	10(金) 24(金)	7(金) 21(金)	5(金) 19(金)	2(金) 23(金)	6(金) 20(金)	4(金) 18(金)	8(金) 22(金)	6(金) 20(金)	10(金) 24(金)	7(金) 21(金)	7(金) 21(金)
E地区	8(月) 22(月)	13(月) 27(月)	10(月) 24(月)	8(月) 22(月)	5(月) 19(月)	9(月) 30(月)	7(月) 21(月)	11(月) 25(月)	9(月) 23(月)	6(月) 20(月)	3(月) 17(月)	10(月) 24(月)
F地区	9(火) 23(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	12(火) 26(火)	10(火) 24(火)	14(火) 28(火)	10(月) 25(火)	11(火) 25(火)

可燃ごみ 週2回(曜日指定)

生ごみ(十分に水を切って出してください)
布類(布団、毛布など)は粗大ゴミです
プラスチック製品(おもちゃ・文房具)類など
皮革・ゴム(くつ・かばん・長ぐつ、ゴム手袋など)
紙おむつなどは中の汚物を取り除いてください。

指定袋に入るもの
直徑20cm超のものは長さ20cm以内に切る

必ず指定袋で出してください。

○トレイ類は、市役所・スーパー等の拠点回収に協力してください。

不燃ごみ 月1回(指定日)

規定のコンテナで出してください

※コップ、板ガラス、陶磁器、鏡、装飾品、耐熱ガラス(ほ乳ビン、食器)、クリスタルガラス(灰皿)、化粧品ビンなど、「不燃ごみ」で出してください。

規定のコンテナ、(内寸で縦33cm横48cm高さ30cm)で出してください。コンテナは、個人で購入してください。(コンテナの色の指定はありません)
・お近くのホームセンター、金物店でお求めください。

スプレー缶
完全に使いきってから、穴を開けて
ガスが残っていることが原因の火災が多発しています。上記の厳守をお願いします。穴を開けるときは、風通しのよい屋外で、安全に注意して行ってください。

アルミ缶・スチール缶(中を水洗いする)
調理器具
陶器類
蛍光灯
電池類
スプレー式容器
傘
(電池類・スプレー式容器は中身の見える袋に入れて、「不燃ごみ」の日にコンテナの中の一層に乗せて出してください)

資源物 月2回(指定日)

※ビン類、ペットボトルはビニール袋(中身が見える袋)でも出せます。

古紙類

新聞紙、ダンボール、紙パック(雑誌、チラシ、菓子箱、封筒など)
(注)金・銀貼り、ビニール加工紙、線香等のおいの付いた紙は除く。
(注)紙パック等で銀色の内張りがあるものは、「可燃ごみ」に出してください。

有価ビン

有価ビンとは
●酒一升ビン
●ビールビン(大ビンのみ)
①フタは取り除く
②ビンの外や中を水洗いする
③コンテナの外に出す
※欠けているビンは、「ビン類」で出してください。
袋に入れないでビンのまま出す

ビン類

(ジュース、酒類、栄養ドリンク、ジャム、コーヒー、調味料等、のみ、食用油、牛乳ビンなど)
①必ず、キャップをはずす
②ビンの中を水洗いする
③中身が見える袋又は別々のコンテナで出す
ペットボトル、ビン類は別々のコンテナ又は別々の中身が見える袋に入れて出す

ペットボトル

マークのあるボトルのみ
マークのあるキャップのみ
ボトルの底を見て
①ペットボトルのキャップは外して、別の袋へ入れて出す
②中を水洗いする
③ラベルをはがす
④足などで踏みつぶす
⑤中身が見える袋又は別々のコンテナで出す(注: ソース、洗剤などの容器は、回収できません)
(直線のつなぎ目がペットボトルではない)

プラスチック容器

洗剤、シャンプー、リンス、液体石鹸、口臭予防液などの容器、ペットボトルのキャップのみ
ただし、ラベルやボトルや容器にこのマークが表示してあるものに限ります。
※レジ袋、お菓子の袋などのやわらかいプラスチックは「可燃ごみ」になります。
①取り除いた「金属製のキャップは不燃物」、「ペットボトルキャップ以外のキャップは可燃ごみ」に出してください。
②容器を水洗いする。
③中身が見える袋に入れて、コンテナの外に出してください。
支所で発泡スチロールトレイ類の拠点回収をおこなっています。(白色トレイとキャップのみのカップ・タマゴパックのみ)
※汚いもの、古いものは入れないでください。

粗大ごみ

指定袋やコンテナに入らない、家庭で使用されたものです。
○家具類、家電製品、自転車、ストーブ、ふとんなど
※家電リサイクル法に定めるもの(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は除きます。

粗大ごみの処理の方法は、つぎの2通りがあります。
①自分で、エコパークしおや(☎0287-46-5711)に搬入する場合
(料金)重量10kgあたり100円(上記施設で納入)
搬入基準については上記施設に問い合わせてください。
②市が、自宅まで収集に行く場合(毎月、第2・第4火曜日)
市役所生活環境課または市民課喜連川市民生活室にて申請したあと、市の委託業者が収集します。
(料金)1個につき、1,000円~6,000円(申請時に窓口で前納)

「危険を伴うごみ」の処理方法について

◎必ず各種類ごとに中身が見える袋に入れて不燃ごみのコンテナの上に乗せてください。

○電池類、体温計(水銀を使用したもの)と可燃性ガス使用缶製品の全てが対象です。
※可燃性ガス使用缶については必ず中身を使い切り、穴を開けてから出してください。
※どうしても中身を使い切ることが出来ないもの、または、穴開けに不安がある場合は、生活環境課までお持ちください。

◎「蛍光灯」については、「市役所第2庁舎」「喜連川支所」「道の駅つれがわ」で拠点回収もおこなっておりますので、ご活用をお願いします。

市で収集できないもの

【家電リサイクル法に定めるもの】
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
⇒処理の方法は、つぎの3通りがあります。
①製品を購入した家電小売店、または、製品を買替する家電小売店に引き取ってもらう。(店に確認してください)
②自分で指定引取場所へ搬入する。(詳しくは問い合わせください)
③一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

【処理困難物と危険物】
ガスボンベ、バイク部品、消火器、モーター・エンジン等、廃油(ペンキなど)、電気温水器、自動車部品(タイヤ・バッテリーほか)
⇒引き取りについては、販売店または下記の許可業者にご相談ください。
【一時多量ごみ】[事業所などの事業活動に伴うごみ]
引越などの多量ごみ、事業系のごみは、つぎの方法で処理してください。
①処理施設に自己搬入する。(家庭系のごみ・不燃ごみでも10kgにつき100円の料金が発生します)
②許可業者に委託する。
【建築工事等から出たごみ】
ドラム缶・土など 家の改修などから出たごみは、請負業者に処理を依頼してください。

小型家電リサイクル法に基づく、パソコン・携帯電話等は、使用済小型家電として、市役所第2庁舎・喜連川支所・道の駅つれがわで拠点回収をおこなっています。

●一般廃棄物収集運搬許可業者
●一般廃棄物処分許可業者

ごみ処理施設への案内図

エコパークしおや

至矢板市
至さくら市

平日 8時30分~17時00分
土曜日 8時30分~12時00分
ゴールデンウィークや年末年始は大変混雑し、1~2時間程度お待ちいただく場合もありますので、時期をずらしての持ち込みをお願いいたします。

休 業 日 日曜日、1月1日~1月3日
電話 番号 0287-46-5711
施設所在地 矢板市安沢3640番地 エコパークしおや
搬入できるごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物

ごみについての問い合わせは
さくら市 市民生活部 生活環境課 ☎681-1126

◎ごみステーションはみんなで協力して、きれいに使いましょー。

◎ルール違反のごみは収集しません。